

磐梯町農業委員会 12月定例会総会会議録

1. 開催日時

日時 令和5年12月20日（月）午前9時00分

場所 磐梯町役場 大会議室

2. 委員定数

16名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 12番 加藤 健一
委 員

1番 佐藤 栄祐	2番 板橋 恵	4番 金田 未樹
5番 田中 茂	7番 山口 芳徳	8番 鈴木 康正
9番 鈴木 勇一	10番 前田 諭志	

農地利用最適化推進委員

1番 卯月 宏次	2番 鈴木 賢昭	3番 加藤 正己
4番 田部 忠一		

4. 本日の総会に欠席した委員

委 員 3番 川井 信之 6番 本多 孝幸
会長職務代理者 11番 田中 重博
農地利用最適化推進委員 なし

5. 本会の総会に提案される議案は次のとおり

議案第12号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋口 和博
農地係長 小川 克彦

7. 会議録

議長

本日、農業委員 9 名、農地利用最適化推進委員 4 名の出席により、磐梯町農業委員会総会規約第 7 条に従い本総会が成立されたことを宣言いたします。

議長

日程第 1 会議録署名人を議席順に指名してよいかを諮り異議なし多数により、次の委員を指名した。

議席 7 番 山口 芳徳 委員

議席 8 番 鈴木 康正 委員

議長

日程第 2 諸般の報告について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 2 諸般の報告について資料に基づき朗読、経過報告を行った。

議長

日程第 3 議案第 1 2 号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 3 議案第 1 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和 5 年 1 2 月 2 0 日提出。

1 番でございます。利用権設定する農用地は、大字〇〇字〇〇 4 3 番外 4 筆 田 農振農用地 5 筆面積合計は 8, 3 3 7 m² 新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏です。利用目的は田、期間は 5 年、1 0 アール当り賃借料は 7, 0 0 0 円です。

続いて、2 番です。利用権設定する農用地は、大字〇〇字〇〇 8 8 番外 4 筆 田 農振農用地 5 筆面積合計は 7, 0 2 0 m² 新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏です。利用目的は田、期間は 4 年、1 0 アール当り賃借料は 7, 5 0 0 円です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。

質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

異議なし多数のため、議案第12号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借） 承認されました。

議長

日程第4 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
1番について、事務局に説明を求めます。

事務局

日程第4 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める、令和5年12月20日提出。

1番でございます。農地の所在が大字〇〇字〇〇1番外、地目は田、農振農用地、5筆合計面積は6,770㎡、権利種別が3条有償移転でございます。譲渡人が〇〇の〇〇〇〇氏、譲受人が〇〇の〇〇〇〇氏です。

次に、タブレットをご覧ください。許可申請書が12月4日に提出されておりました、今回の譲渡人と譲受人から、今回の所有権の有償移転の申請ということであります。所在地番についても先ほど申し上げたとおりでございます。対価でございますが、6,770㎡の5筆〇〇〇〇〇円で、10アールあたりにすると〇〇〇〇〇円となります。次のページからが農地の所有状況等が記載されております。権利設定は、所有権移転の売買です。次のページから、様式に基づいて記載をいただいております、作付予定も水稻とかぼちゃを予定しているということであります。農機具の所有状況と農作業の従事状況でございます。次に、法務局の登記簿謄本で面積、現在の所有者等確認できると思います。最後に、法務局備え付けの公図の写し添付してありますので、ご確認下さい。

以上で説明を終わりますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長

それでは、紹介委員の佐藤 栄祐 委員より説明を求めます。

1番 佐藤 栄祐 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、12月5日に事務局と現地の確認をしてきました。譲受人が長年、利用権設定をしていた農地でありまして、今回譲渡人の方との合意があり有償移転となったようです。金額としては平均より低いようなところもありますが、該当地が変形の農地であり、作付条件等を考慮しまして、お互い合意の下にこの金額による有償移転となりましたので、特に問題はないと思われます。

以上 ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

1番について質問・意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について 1番について承認することに決定いたしました。

議長

引き続いて、2番について、事務局に説明を求めます。

事務局

続きまして、2番でございます。農地の所在が、大字〇〇字〇〇1996番外、地目は田、農振白地、2筆合計面積は620㎡、権利種別が3条無償移転でございます。譲渡人が〇〇の〇〇〇〇氏、譲受人が〇〇の〇〇〇〇氏です。

次に、タブレットをご覧ください。許可申請書が12月5日に提出されておりまして、今回の譲渡人と譲受人から、今回の所有権の無償移転の申請ということであります。所在地番についても先ほど申し上げたとおりでございます。対価でございますが、0円での無償譲渡ということになります。

次のページから、譲受人の所有地等の利用状況が記載されております。作付状況、農機具所有状況、農作業に従事する者の記載があります。

場所でございますが、位置図をご覧くださいますと、郵便局の裏側で線路との間の農地になります。現地写真も添付してありますのでご覧ください。次に、法務局の登記簿謄本で面積、現在の所有者等確認できると思います。最後に、法務局備え付けの公図の写し添付してありますので、ご確認下さい。

以上で説明を終わりますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長

それでは、紹介委員の板橋 恵 委員より説明を求めます。

2番 板橋 恵 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、12月14日に事務局と現地の確認をしてきました。以前から利用権設定されていた農地ですので、きれいに利用されていたので、今後使用するにあたって問題ないと思います。今回、無償譲渡による所有権移転であり、特に問題はないと思われます。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

議長

2番について質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第13号 農

地法第3条の規定による許可申請について 2番について承認することに決定いたしました。

議長

日程第5 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第5 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める、令和5年12月20日提出。

まず1番でございます。土地の所在でございますが、大字〇〇字〇〇6843-78、地目は畑、農振白地、面積は753㎡のうち20.22㎡、権利は所有権移転でございます。譲渡人が〇〇の〇〇〇〇氏、譲受人が〇〇の〇〇〇〇氏でございます。転用目的が道路、転用理由として、隣接する町道樋下1号線は道幅が狭く、車の行き違いや降雪時に緊急車両の通行に支障があることから、道幅の拡張を行うためということであります。こちらについては会津若松市の〇〇〇〇が間に入っておりまして、この地区の還元事業で町道の拡張工事を行うということであります。後ほど申請書類について確認いただきますが、2番、3番についても同様でございますので説明いたします。

次に2番でございます。土地の所在でございますが、大字〇〇字〇〇6843-69、地目は畑、農振白地、面積は1,701㎡のうち40.31㎡、権利は所有権移転でございます。譲渡人が〇〇の〇〇〇〇氏、譲受人が〇〇の〇〇〇〇氏でございます。転用理由については1番と同様でございます。

次に3番でございます。土地の所在でございますが、大字〇〇字〇〇6843-73、地目は畑、農振白地、面積は1,084㎡のうち29.52㎡、権利は所有権移転でございます。譲渡人が〇〇の〇〇〇〇氏、譲受人が〇〇の〇〇〇〇氏でございます。転用理由については1番と同様でございます。

申請書類について、タブレットをご覧いただきたいと思います。

譲渡人〇〇〇〇氏外2名、譲受人の〇〇〇〇氏それぞれから農地法第5条許可申請書を12月1日に提出いただいております。次のページが土地の所在、面積でございます。3筆合計で3,538㎡のうち90.05㎡になります。次に転用計画ですが、道路ということになりますので事業計画の中で説明させていただきます。権利設定は所有権移転になります。次が資金計画ですが、補助金が還元事業で受けたことによります。転用することによって受ける付近の状況についてですが、記載のとおりですのでお読み取り下さい。

次に事業計画書です。事業の必要性ですが、隣接する町道樋下1号線は道幅が狭く、車の行き違いや降雪時に緊急車両の通行に支障があることから、今回個人所有地から部落所

有地へ所有権移転を行い、道路の拡幅を行うということでございます。次に許可関係ですが、町道ですので道路法第24条工事で許可工事の承認を得ています。

次のページからが現地写真になりまして、側溝部分くらいが道幅で舗装工事を行うということになります。次に位置図をご覧くださいますと、地区の北側、西側になりまして、集落の中心部分の町道になります。

続いて、公図の写しが添付されておりまして、先ほど申し上げました道路法第24条の許可書も添付されております。また〇〇堰土地改良区からの意見書が添付されておりますのでご確認ください。次のページからが登記簿謄本で地番、面積等確認いただけると思います。その次が予算書を添付していただいておりますのでご確認ください。

こちらは町道敷になりますので、完了後は〇〇地区から町に対して財産の移転が行われまして、工事終了後は町道敷として町の方で管理するということになります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ここで、紹介委員の山口 芳徳 委員より説明を求めます。

7番 山口 芳徳 委員

ただ今、事務局長より詳しく説明のあったとおりですが、12月5日に事務局と私で現況確認をしてまいりました。今回の町道樋下1号線は、東部と西部を結ぶ主要な道路で生活道路であります。道路幅が4m～4.5mで狭く車両のすれ違いが難しく、雪の多い当地区においては除雪車などの緊急車両の通行にも支障が出るような状況であります。当該農地の反対側は法面と隣接しており、道の形状等を考慮すると畑側を道路に移転することが良いのではないかと思います。地区側の要望もありますので、問題はないと判断しましたので、十分にご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 質問・意見ございませんか。

5番 田中 茂 委員

町道敷ということですが、これは町の道路を整備するということで〇〇〇〇が着手し整備するということですね。かつ、畑ということで無償ではないと思いますので、分かるようであれば、どのくらいの単価で譲渡されているのか。

事務局

本来は町が行う工事ではありますが、町へも〇〇地区から要望が出されておりましたが、町側は事業着手する段階ではないという判断をしていました。ならば、〇〇地区で事業を実施するということで〇〇〇〇の補助金を活用して行うというものでございます。

対価でございますが、〇〇〇〇と所有者の方で調整中で、最終的にはまだ確定されていないとのことであります。なお、譲渡するということについては了承済であるということですので今回の申請に至っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

他に質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 承認することに決定いたしました。

議長

日程第6 その他 1. 今後の日程及び参加者について 事務局に説明を求めます。

事務局

1. 今後の日程及び参加者についてですが、・・・・・・次回定例会については、1月19日に定例総会を予定しておりますので出席をお願いいたします。併せて、同日夕方から新年会を開催する予定ですのでよろしくお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

日程第6 その他 1. 今後の日程及び参加者については異議がないものと認め、承認することといたします。

議長

日程第6 その他 2. 令和6年1月発行「磐梯町農業委員会だより」の発行について 事務局に説明を求めます。

事務局

2. 令和6年1月発行「磐梯町農業委員会だより」の発行についてですが、・・・・・・内容は以上となります。こちら、誤字脱字、修正等ございましたら年内に事務局まで教えていただきたいと思います。なお、令和6年1月に磐梯弘報と一緒に全戸配布となりますのでよろしくお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

日程第6 その他 2. 令和6年1月発行「磐梯町農業委員会だより」の発行については異議がないものと認め、承認することといたします。

議長

その他 事務局からございませんか。

事務局

その他ということで、「荒廃農地再生事業補助金交付要綱」改正案についてタブレットをご覧くださいと思います。

以前も定例総会の中でもお話が出ました荒廃農地再生事業の活用についてですが、今年度は補助金の活用実績がないということも考慮しまして、令和6年度に向けて、現在の補助金交付要綱の見直しの改正案を事務局で作成しましたので、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんに内容を確認いただければと思いますのでご説明いたします。

では、タブレットのデータをご覧くださいながら、変更箇所についてご説明いたします。赤字が追加、削除の部分になりますのでよろしくお願いいたします。

まず、第1条ですが・・・・の文言の追加となります。

次に、第3条ですが・・・・削除となりまして、今よりも間口を広げて利用の促進をしていきたいと考えております。

次に、第9条ですが、・・・・2が追加となっております、これに関連する条文として、第12条「補助金の決定の取消し」と第13条「補助金の返還」が追加となります。こちらは・・・・となります。以下、第14条が繰り上げになります。

この要綱は、令和6年4月1日から施行するということで考えておりますので、皆さんにご意見いただいて改正することで、多くの農業者の方に活用していただきたいと思いますので、ご検討よろしくお願いいたします。以上です。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

1 番 佐藤 栄祐 委員

今回要綱が改正されるということで、取消し、返還の部分を追加するのであれば、引き継いだ人にも譲渡されるということを明記して周知してはどうかと思います。借りてみたら荒廃農地再生事業を活用していて、それを引き継いだ人が知らなかったということにならないようにした方がいいと思います。

事務局

以前からも10年以上耕作が見込まれる者が対象者で限定していました。10年間という期間は農地バンクを活用してということも想定していたのですが、今回自己所有地についての活用はどうかということ町では考えており、まだ疑問がでてくる部分ではあります。入りは取り組み易い形で、出る時は厳しいという形に直していきながら、趣旨の中でも農地の有効利用だけではなく農家の所得に繋がるような事業にしていきたいので、自己所有地も認めながら、そこで高収益作物を作付けできるような農地に再生していただいてということです。まだまだ原案でございます。予算についてもこれからですので、あ

る程度間口を広げることで活用いただきたいと思います。今ほどご意見のあった事業継承の部分についても検討していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長

他に、質問・意見ございませんか。

10番 前田 諭志 委員

利用が増えない理由、一番の原因はわかっているのですか。

事務局

現行の要綱では、借りたり買ったり農地の利用集積が目的でした。そのため、条件の悪い農地を借りてまで作付けを行う人はいないという部分もあって、今年度は利用がありませんでした。昨年までは合計3件の利用のみでした。自分の農地を再生して作付けをしていき、所得に繋げていくようなことにできればということです。現行の制度では、実際に利用がなかったので今回見直ししていこうということです。

10番 前田 諭志 委員

例えば、利用を増やすという意味では、自分の所有地ではない場合に条件を緩くするということは考えにくいのですか。10年という期間が、そこまで耕作ができるのかというところが気になるのかと思いました。借りの場合は7年とか5年とかにはできないのでしょうか。

5番 田中 茂 委員

なかなか難しいが、今回の見直し案で上手くいかなければ検討していけばいいと思うし、自分の畑でもいいということになれば前に進むのではないかと思います。このような取り組みをしている町はないので素晴らしいと思います。

議長

色々ご意見ありましたが、良い方向に向かうようにしていければと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局から他にございませんか。

事務局

1点目は、全国農業新聞の購読についてですが、新規加入にご協力いただいた委員の皆さんありがとうございました。2点目は、新年会の予定ですが先ほど申し上げたとおりでございますのでご参加のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

他に、委員の皆さんから質問・意見ございませんか。

(質疑ありませんので) 以上で、本会議を閉会といたします。ありがとうございました。

定例会閉会時間 午前10時15分

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するために議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和5年12月20日

議長（会長）

署名人

署名人